

熊本市公害防止事前指導要綱実施要領

制定 平成10年4月1日環境保全局長決裁

改正 平成21年7月1日環境保全局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市公害防止事前指導要綱（以下「要綱」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 この要領は、建築物に係る除却（解体）、建築等について必要な事項を事前に指導することにより、地域の良い環境保全を図り、もって安全で健やかな街づくりを推進するために策定するものである。

(事前指導対象建築物)

第3条 次の各号に該当する以外の全ての建築物を対象とする。

- (1) 専ら住宅の用に供する建築物
- (2) アパート、マンション等専ら住宅の用に供する共同住宅（ただし、熊本市中高層建築物の建築に関する指導要綱に該当する共同住宅は事前指導の対象とする。）
- (3) 仮設建築物
- (4) その他市長が特に必要でないと認めたものとして、小規模な建築物（倉庫、作業小屋、納屋等）

(用語の解説)

第4条 要綱第1条に規定する建築等とは、建築、大規模の修繕、大規模の模様替及び用途変更をいい、各用語の定義は次のとおりである。

- (1) 「建築」とは、建築基準法（以下「法」という。）第2条第13号に定める建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。
- (2) 「大規模の修繕」とは、法第2条第14号に規定する建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。
- (3) 「大規模の模様替」とは、法第2条第15号に規定する建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替をいう。
- (4) 「用途変更」とは、建築物の用途を変更するすべての場合をいう。
- (5) 「除却」とは、いわゆる建築物の解体をいう。

第5条 要綱第2条第1項における「光害」とは、発光器具から照射される光のうちその目的とする照射対象範囲の外に漏れる光、照らす強さ、時間等が過剰な光及び特定の照射対象物がない光により、動植物及び農作物の生息又は生育、天体観測への悪影響等が生ずることをいう。

第6条 要綱第3条第2項における「仮設建築物」とは、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗等をいい、臨時的又は仮設的に建築されるものをいう。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。